

<b>1</b>	<b>被保険者，適用除外</b>	出題 年度	平17,18,19,21,22	合計 17肢
----------	------------------	----------	-----------------	-----------

### 1 被保険者の種類と定義

「被保険者」とは，適用事業に雇用される労働者であって，適用除外事由に該当する者以外のものをいう。「被保険者」には，その就労の実態に応じて，4つの種類がある。

種 類	定 義
一般被保険者	高年齢継続被保険者，短期雇用特例被保険者，日雇労働被保険者以外の被保険者
高年齢継続被保険者	被保険者であって，同一の事業主の適用事業に 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されているもの（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）
短期雇用特例被保険者	被保険者であって，季節的に雇用されるもののうち次の <u>いづれ</u> にも該当しない者（日雇労働被保険者を除く）。 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者
日雇労働被保険者	被保険者である日雇労働者（「日々雇用される者」又は「30 日以内の期間を定めて雇用される者（ 1 ））であって，一定の要件を満たす者（ 2 ）

1： 前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された者は，資格継続の認可を受けた者を除き，日雇労働者とならない。

2：日雇労働被保険者の資格取得の有無は次のとおり。

居住地	適用事業	資格取得の有無
適用区域内	適用区域内	日雇労働被保険者となる
	適用区域外	
適用区域外	適用区域内	
	適用区域外（厚生労働大臣の指定あり）(* 1)	
	適用区域外（厚生労働大臣の指定なし）	日雇労働被保険者とならない (* 2)

\* 1：日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定した事業に雇用される者は，日雇労働被保険者となる。

\* 2：管轄公共職業安定所長の認可を受けた場合は，日雇労働被保険者となる。

## 2 一般被保険者の適用基準

一般被保険者は、次の 及び のいずれにも該当している場合に、その資格を取得する。

1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あること  
 継続 31 日以上雇用見込みがあること

## 3 適用除外

適用事業に雇用される者であっても、次に掲げる者には、雇用保険法は適用されない。

65 歳に達した日以後に雇用される者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者に該当する者を除く）

1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者を除く）

同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働被保険者に該当する者を除く）

季節的に雇用される者であって、法 38 条 1 項各号（(イ) 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者、(ロ) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者）の いずれかに該当するもの

学校教育法に規定する学校の学生又は生徒であって、厚生労働省令で定める者

船員法 1 条に規定する船員であって、漁船（政令で定めるものに限る）に乗り組むため雇用される者（1 年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く）

国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、雇用保険の求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

< の厚生労働省令で定めるもの >

該 当 者	適用除外の承認手続
国又は特定独立行政法人の事業に雇用される者（非常勤を除く）	特に要しない
都道府県等の事業に雇用される者	都道府県等の長が、厚生労働大臣に適用除外の申請をし、その承認を受けた者
市町村等の事業に雇用される者	市町村等の長が、都道府県労働局長に適用除外の申請をし、厚生労働大臣の定める基準によって、その承認を受けた者

## 直前総まとめゼミ

**Point** ① について、4 カ月以内の雇用契約で雇用される者であっても、その所定の期間を超えて引き続き同一の事業主に雇用されるに至ったときは、その「所定の期間を超えた日」から被保険者となる。ただし、当初の期間と新たに予定された期間が通算して4 カ月を超えない場合には、被保険者資格を取得しない。

② について、「学生又は生徒」の適用を整理すると次のとおり。

学生・生徒	<p>&lt;原則&gt; 被保険者とならない</p> <p>&lt;例外&gt; (イ)卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの、(ロ)休学中の者、(ハ)定時制の課程に在学する者、(ニ)前記(イ)～(ハ)に準ずる者として職業安定局長が定める者は、被保険者となる</p>
-------	--

(注):「通信教育を受けている者、大学の夜間の学部、高等学校の夜間又は定時制の課程の者」は、被保険者となる。

③ について、「船員」の適用を整理すると次のとおり。

船員法 1 条に規定する船員	<p>&lt;原則&gt; 船員として船舶所有者に使用される者(船員保険の強制被保険者)は、適用除外に該当する者を除き、雇用保険の被保険者となる</p> <p>&lt;例外&gt; 船員のうち、「政令で定める漁船に乗り組むため雇用される者のうち、<u>1年未満</u>で雇用される者」は、被保険者とならない</p>
----------------	---

<【関連】「船員が雇用される事業」は強制適用事業となる>

常時 5 人未満の労働者が雇用される水産の事業であっても、船員法 1 条に規定する船員等が乗り組む漁船についての事業は強制適用事業とされ、「船員が雇用される事業」は、暫定任意適用事業の範囲から除かれる

したがって、「暫定任意適用事業」となるのは、個人経営の、農林水産の事業(船員が雇用される事業を除く)であって、常時 5 人未満の労働者を雇用する事業とされる

④ について、特定独立行政法人の職員の身分は、国家公務員であるため、特に手続きを要することなく、雇用保険の適用除外となる。

#### 4 被保険者の範囲に関する具体例

被保険者の範囲に関しては、行政手引により、次のような具体例が示されている。

具体例	被保険者の可否
2 以上の事業主に雇用される者	「主たる賃金を受ける一の雇用関係」についてのみ被保険者となる
長期欠勤者	長期にわたり欠勤している場合であっても、雇用関係が存続する限り、賃金の支払いを受けていると否とにかかわらず被保険者となる

退職金制度のある適用事業に雇用される者	求職者給付及び就職促進給付を上回る内容の退職金制度のある適用事業に雇用される者であっても、被保険者となる
国外で就労する者	<p>&lt;原則&gt; 日本国外において就労（出張、転勤、出向等）する場合、日本国内の適用事業の事業主との雇用関係が継続している限り被保険者となる</p> <p>&lt;例外&gt; 現地で採用される者は、国籍のいかんにかかわらず、すべて被保険者とならない</p>
在日外国人	<p>&lt;原則&gt; 国籍（無国籍を含む）のいかんを問わず被保険者となる</p> <p>&lt;例外&gt; 外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者は、被保険者とならない</p>
代表取締役、監査役、合名・合資会社の代表社員	<p>&lt;原則&gt; 被保険者とならない</p> <p>&lt;例外&gt; 名目的に監査役に就任しているに過ぎず常態的に従業員として事業主との間に明確な雇用関係があると認められる者は被保険者となる</p>
取締役	<p>&lt;原則&gt; 被保険者とならない</p> <p>&lt;例外&gt; 取締役であっても同時に部長等の従業員としての身分を有する者については、報酬支払い等の面からみて労働者的性格の強い者であって、雇用関係があると認められる者は被保険者となる</p>
家事使用人	<p>&lt;原則&gt; 被保険者とならない</p> <p>&lt;例外&gt; 適用事業に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者は、家事に使用されることがあっても被保険者となる</p>
同居の親族	<p>(イ)個人事業の事業主と同居している親族 原則として被保険者とならない</p> <p>(ロ)法人の代表者と同居している親族 通常の被保険者の場合の判断と異なるものではないが、形式的には法人であっても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合は、原則として被保険者とならない</p>
授産施設の作業員	授産施設は社会福祉施設であり、その作業員は、原則として被保険者とならない（職員は除く）

**Point** 1 について、この長期欠勤の期間は、基本手当の所定給付日数等を決定するための基礎となる算定基礎期間に算入される。